「マンション建設巡り暴行」

反対運動の男性 無罪

名古屋地裁判決

名古屋市瑞穂区のマンション建設の反対運動中に、現場責任者の工事監督を両手で突き飛ばしたとして暴行の罪に問われた男性(61)の判決公判が13日、名古屋地裁であった。小川貴紀裁判官は「(被害を訴えた)監督の証言は曖昧で、全面的に信用するには合理的な疑いが残る」と指摘し、無罪(求刑罰金15万円)を言い渡した。

「突き飛ばしない」

男性は現場北側に住み、反対運動をしていた薬剤師の奥田恭正さん。2016年10月、現場前の歩道で監督の胸を両手で突き飛ばし、ダンプカーに背中を接触させたとして暴行容疑で現行犯逮捕、起訴された。

奥田さんは「触った覚えもない」と一貫して否認。防犯カメラの映像に奥田さんの手元は映っておらず、両手で突き飛ばす行為があったかどうかが争点になった。

判決は、監督の証言について「臆測も含まれ、疑問を払拭するだけの他の証拠もない」と信用性の低さを指摘。また、映像から解析したひじ関節の動きからも「組んだ両腕をほどいた様子は認められない」として、両手で突き飛ばす行為はなかったと認定した。

他方、監督が自らダンプカーに接触することも考えづらいとして、奥田さんの組んだ両腕が意図せず接触するなど何らかの衝撃を受け、監督がそれを「突き飛ばされた」と誤認した可能性も否定できないとした。

名古屋地検は「判決内容を検討し上級庁とも協議のうえ、適切に対応したい」としている。

記者会見で笑顔を見せる奥田恭正さん=13日午後、名古屋市中区、吉本美奈子撮影

「皆さんのおかげ」 奥田さん

無罪判決を言い渡され、地裁前で支援者に囲まれた奥田さんは「皆さんのおかげで勝つことができた」と喜びを語った。弁護側は、無罪が確定した場合、業者や監督らに損害賠償を求めて提訴することも検討するという。

一方、マンション業者の営業部長は「判決について詳しく聞いていないので、コメントできない。当社としては、住民と良好な関係を築きたいと考えてきた」と取材に語った。

昨年成立した改正組織的犯罪処罰法は、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を含む。国会審議では、野党側が「マンション反対運動も処罰対象になるのではないか」との懸念を示していた。公判は審議と重なり、法案の反対集会でもたびたび言及された。

この日、地裁近くであった支援者集会では、景観や住環境保全に関する全国集会が同市で開かれる直前に奥田さんが逮捕されたことから、「逮捕はマンションに反対する住民を萎縮させる狙いだったのではないか」との指摘が相次いだ。

公判を傍聴してきた法政大の五十嵐敬喜名誉教授(都市政策)は「問われるべきなのは、名古屋市の姿勢だ。あの街に高層マンションを建てていいのか。住民参加で見直せる仕組みを作るべきだった」と指摘した。

解説 市は十分話し合える制度を

事件の背景には、開発側に傾きがちな名古屋市の都市計画行政があった。

マンション建設地は住宅地の真ん中。事実上、これまで乱開発を防いできた市道拡幅を中止した後も、市は一帯を実態に合わせて住居地域に指定替えせず、高さ規制の緩い近隣商業地域に指定し続けた。

そこへ業者は制限いっぱいの高さ45㍍の計画を持ち込んだ。法令の範囲内だが、近隣住民には受け入れ難いものだった。住民に相談された市だが、業者との話し合いを求めることしかできなかった。

マンションはほぼ完成した。住民の不満は収まらないが、業者にとってもトラブルを抱えたままの販売は大きな誤算だろう。

人口の都心回帰に加え、リニア開通を見越し、名古屋の市街地でのマンション開発が続く。だがそこには昔からの住宅がある。既設物件が新築物件の陰になることもある。いま住む人の権利を守り、調和のとれた開発を促すため、市は都市計画を見直し、関係者が十分話し合える制度も設けるべきだ。(編集委員・伊藤智章)

2018.2.14
朝日新聞

2018.2.14
中日新聞

8年(平成30年)2月14日(水曜日)　中

建設反対運動の男性無罪

名古屋・マンション　暴行「証言に疑い」

マンション建設の反対運動時に現場監督の五十代男性を突き飛ばしたとして、暴行罪に問われた名古屋市瑞穂区、反対運動の代表者で薬剤師の奥田恭正(やすまさ)被告(六二)の判決公判が十三日あり、名古屋地裁は「男性の(被害)証言を信用するには合理的な疑いがある」として無罪(求刑罰金十五万円)を言い渡した。

小川貴紀裁判官は判決理由で、現場から車道に出るダンプカー前を奥田さんが横切ろうとしたため、男性が制止したと指摘。両腕を組んだ奥田さんと男性は接触し、よろめいた男性がダンプカー側面に当たったと認定した。

男性は「奥田さんに両手で胸を突かれた」と供述したが、小川裁判官は「証言には暴行の態様などで曖昧な内容が含まれ、何らかの衝撃を誤認した可能性がある」と指摘。現場を写していた防犯カメラ映像についても「被告が組んだ両腕をほどいた様子は認められない」とした。

奥田さんは二〇一六年十月七日、瑞穂区白竜町のマンション工事現場前の歩道で男性を突き飛ばし、徐行中のダンプカーに背中を接触させたとして暴行容疑で逮捕され、同罪で起訴された。

裁判で検察側は「邪魔する意図でダンプカーに近づき、制止しようとした現場監督に腹を立て犯行に及んだ」と主張。弁護側は防犯カメラ映像の鑑定結果から無罪を訴えていた。

名古屋地検の新田智昭次席検事は「判決内容を検討し、上級庁とも協議の上、適切に対応したい」とのコメントを出した。

裁判1年2ヵ月　運動仲間減る

「有罪もあるかと思っていた。ホッとした」。無罪判決の後、名古屋市内で会見した奥田恭正さんは安堵(あんど)の表情を浮かべた。

一戸建てや小さな商店が並ぶ名古屋市瑞穂区の地元で、十五階建てマンションの建設計画が明らかになったのは二〇一五年秋。奥田さんら住民は、日照や景観の問題から階数削減を業者側に求めたが、市条例に基づく調停は物別れに。街頭で建設反対を訴え始め、建築確認の取り消しなどを求める訴訟も二件起こした。

奥田さんによると、一六年十月の現場監督とのトラブル後、自宅に警察官が来て瑞穂署へ。暴行した記憶はなかったが、「今夜は帰れないかな」と不安になった。三畳ほどの留置場での寝起きは続き、経営する薬局三店は家宅捜索された。

「自分がやったと言えば帰れるのか」と警察官に尋ねたといい、勾留は逮捕から十四日間続いた。

一年二カ月に及んだ裁判では一貫して暴行を否定。弁護士は「民事で解決されるべき紛争に捜査機関が介入した」と主張した。この日、「名誉回復」はかなったが、逮捕前に約十人いた反対運動のメンバーは数人に減った。事件の影響かは分からない。ただ、「自分も捕まるのではという恐怖は消えたと思う」。(臼下部弘太)

2018.2.14
岐阜新聞

マンション反対運動、暴行罪に問われ

リーダー格男性に無罪

名地裁判決

名古屋市瑞穂区のマンション建設に反対する運動中に、現場責任者の男性を突き飛ばし、ダンプカーと接触させたなどとして、暴行罪に問われた反対運動のリーダー格の薬剤師奥田恭正被告(61)＝同区＝に、名古屋地裁(小川貴紀裁判官)は13日、「被害男性の証言を全面的には信用できない」として無罪(求刑罰金15万円)の判決を言い渡した。

男性は「奥田被告に両手で押された」と主張したが、小川裁判官は判決理由で「現場を撮影していた防犯カメラの画像記録からは、被告が両腕を組んでいたことが認められ、証言と整合しない」と指摘した。

奥田被告は2016年10月7日、瑞穂区のマンション建設現場で現場責任者の男性ともみ合いとなり、両手で男性の胸を突き転倒させ、後方を走る徐行中のダンプカーと接触させたとして、愛知県警に現行犯逮捕され、その後起訴されていた。

判決後に奥田被告は「無罪と聞いてほっとした」と話した。国田武二郎弁護士は「暴行がなかったのであれば、男性は意図的に倒れたはずだ。判決はその点を判断しておらず、若干の不満がある」と述べた。

名古屋地検の新田智昭次席検事は「上級庁とも協議の上、適切に対応したい」とコメントした。